

富山市上下水道局請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領

第1 趣旨

この要領は、富山市上下水道局が発注する建設工事及び富山市上下水道局建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱（平成25年富山市上下水道局告示第18号）第1条に規定する建設コンサルタント業務等の競争入札に参加する者の資格審査及び水道管工事の競争入札に参加する者の格付について必要な事項を定める。

第2 資格審査の対象

富山市上下水道局請負工事等入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）が資格審査の対象とする者は、富山市上下水道局建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成25年富山市上下水道局告示第17号）第4条において読み替えて準用する富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成20年富山市告示第583号。以下「市建設工事選定要綱」という。）第4条第2項及び第3項並びに富山市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱（平成20年富山市告示第584号）に規定する期間内に受け付けた建設工事及び建設コンサルタント業務等の請負に係る者とする。

第3 審議事項

- 1 水道管工事の競争入札に参加する者の次の各号に関する事。
 - (1) 入札参加資格審査申請書の客観的事項の審査
 - (2) 入札参加資格審査申請書の主観的事項の審査
 - (3) 入札参加資格者名簿への登載の可否の審査
 - (4) 入札参加資格者の等級格付の審査
 - (5) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所の実態の調査
- 2 条件付き一般競争入札の入札参加資格条件の審査に関する事。
- 3 建設工事及び建設コンサルタント業務等の提案競技実施に係る審査に関する事。
- 4 その他資格審査について必要と認める事項の審査に関する事。

第4 資格審査の方法

市建設工事選定要綱第5条の規定による審査は、申請書（申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。)を含む。)及びその添付書類(申請書に添付すべき電磁的記録を含む。)に基づいて、管業種に第5に掲げるところにより算定する客観的事項に対する付与点数(以下「客観点数」という。)及び主観的事項に対する付与点数(以下「主観点数」という。)を合計したもの(以下「総合点数」という。)により行う。

第5 資格審査事項の点数の算定

1 客観点数は、法第27条の23及び同法第27条の29に規定する経営事項審査の総合評定値(入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日における事実に基づき許可行政庁から通知がなされたもの(該当するものが2以上あるときは、許可行政庁から通知された日が最も新しいものとする。))による。

2 主観点数は、次の各号の評価による点数の合計とする。

(1) 市工事成績

平成18年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度(以下「定期受付年度」という。)(ただし、市建設工事選定要綱第4条第3項に規定する随時受付(以下「随時受付」という。)にあつては、その申請によって得られる入札参加資格について、有効期間の満了日が同一となる定期受付年度。次号、第4号及び第5号において同じ。)の前4年度における富山市上下水道局発注の水道管工事成績の平均値をもとに、別表1(別表A)のとおり算定する。

(2) 市工事経歴

定期受付年度の前4年度における富山市上下水道局発注の水道管工事完成高をもとに、別表1(別表B)のとおり算定する。

(3) 技術職員数

法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数及び別に定める技術者数をもとに、別表1(別表C)のとおり算定する。

(4) 信用状況

定期受付年度の前2年度において、ア、イ又はウのいずれかに該当する事実があった場合は、次のとおりとする。

ア 書面若しくは口頭による警告又は注意及び指名停止

富山市上下水道局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく書面若しくは口頭による警告又は注意及び指名停止の措置を受けた状況をもとに、別表1(別表D)

のとおり算定する。なお、当該期間内にこれらの措置を2回以上受けた場合は、各措置に対して、それぞれ別表1（別表D）のとおり算定する。

イ 入札参加制限

富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領に基づく入札参加制限を受けた状況をもとに、別表1（別表D）による。なお、当該期間内にこれらの措置を2回以上受けた場合は、各措置に対して、それぞれ別表1（別表D）のとおり算定する。

ウ 指示又は営業の停止

建設業法に基づく指示又は営業の停止を受けた状況をもとに、別表1（別表D）のとおり算定する。

(5) 社会的貢献の状況

定期受付年度及び前年度における除雪協力の状況、定期受付年度における災害協力及び障害者雇用の状況、申請日において、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年富山市消防局訓令第3号）第2条第2号に定める消防団協力事業所の認定を受けた事業所の登録の状況、富山市が実施する「チームとやまし」への登録の状況、ボランティア活動の状況、定期受付年度の前2年度における保護観察対象者等の雇用状況、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定による届出の状況、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定による届出の状況、本市のSDGsサポーター登録の状況、除雪オペレーターの育成の状況並びに青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による認定の状況をもとに、別表1（別表E）のとおり算定する。

(6) 緊急漏水修繕出動の状況

定期受付年度の前2年度において、緊急漏水修繕（口径150mm以上）の出動状況をもとに、別表1（別表F）のとおり算定する。

第6 等級格付の方法

等級格付は、総合点数に基づき、別表2に定めるところにより行う。

第7 合併等により新たに設立された会社等の資格審査の特例

- 1 合併等により新たに設立された会社等の資格審査は第4から第6の規定のほか、第3項の規定に基づいて行う。

2 前項の合併等により新たに設立された会社等とは、次の(1)から(5)までに掲げる会社等をいう。

(1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

(2) 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

(3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）

(4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の当該営業部門の活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）

(5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」という。）を行った会社（以下「分割会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（分割承継会社）

3 前項に掲げる会社等の市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況、社会的貢献の状況及び緊急漏水修繕出動の状況の数値の算出方法は、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 合併新設会社又は合併存続会社にあつては、市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況、社会的貢献の状況及び緊急漏水修繕出動の状況はそれぞれ合併前の合併当事会社を一つの会社とみなして算出する。

(2) 子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社にあつては、親会社、承継譲渡会社、譲渡業者又は分割会社からの譲り受け又は分割に係る営業部門に属する工事の市工事成績、市工事経歴、技術職員数、信用状況、社会的貢献の状況及び緊急漏水修繕出動の状況は、ないものとみなして算出する。

ただし、営業（建設業）の全部を譲り受け又は分割により承継した場合等、資格

審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合にあっては、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算出する。

- 4 前項の規定は、同項の規定による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用する。

第8 入札参加資格者及び等級格付の決定

委員会は、入札参加資格者及び等級格付の決定に当たっては、委員の過半数の同意による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、平成28年度の定期受付における資格審査から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5条第2項第5号の規定及び別表1（別表E）については、定期受付にあっては平成28年度の申請から、随時受付にあっては平成29年度の申請から適用とする。

(経過措置)

- 3 平成28年度の定期受付における第5条第2項第5号及び別表1（別表E）の規定の適用については、これらの規定中「前2年度」とあるのは「前2年度の初日から申請日までの間」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第5関係）

工事成績（別表A）

工事成績（年間平均）の評点
（各者の工事成績平均点数－65点）×15 により算出した数値

工事経歴（別表B）

前4年度における水道管工事完成高	評点
240,000千円以上	250
220,000千円以上～240,000千円未満	230
200,000千円以上～220,000千円未満	210
180,000千円以上～200,000千円未満	190
160,000千円以上～180,000千円未満	170
140,000千円以上～160,000千円未満	150
120,000千円以上～140,000千円未満	130
100,000千円以上～120,000千円未満	110
80,000千円以上～100,000千円未満	90
60,000千円以上～80,000千円未満	70
40,000千円以上～60,000千円未満	50
20,000千円以上～40,000千円未満	30
20,000千円未満	10
0	0

技術職員数（別表C）

①管工事施工管理技士（建設業法第7条）

区 分	評 点
1級技術者かつ監理技術者講習修了者	6点/1人
1級技術者で上記以外の者	5点/1人
監理技術者補佐	2点/1人
登録配管基幹技能者	2点/1人
2級技術者	2点/1人

※上限を60点とする。

※同一人物にあつては上位評点の区分において1人として計算する。

②土木施工管理技士（建設業法第7条）

区 分	評 点
1級技術者かつ監理技術者講習修了者	6点／1人
1級技術者で上記以外の者	5点／1人
監理技術者補佐	2点／1人
2級技術者	2点／1人

※上限を60点とする。

※同一人物にあつては上位評点の区分において1人として計算する。

③給水装置工事主任技術者（給水工事技術振興財団）

区 分	評 点
5人以上	10
3人以上 5人未満	5
2人	2
1人	0

④配管技士（日本水道協会富山県支部）、給水工事配管技能者（給水工事技術振興財団）

区 分	評 点
10人以上	20
6人以上 10人未満	10
2人以上 6人未満	5
1人	0

⑤配水管技能者（耐震）（日本水道協会）

区 分	評 点
6人以上	40
5人	30
4人	20
3人	10
2人	0

⑥ポリエチレン配管講習修了者（配水用ポリエチレンパイプシステム協会）

区 分	評 点
3人以上	10
2人	5
1人	2
0人	0

信用状況（別表D）

処 分 内 容	評 点
書面又は口頭による警告・注意	- 10
1回の指名停止期間が1月以内	- 20
1回の指名停止期間が1月を超え2月以内	- 30
1回の指名停止期間が2月を超え3月以内	- 40
1回の指名停止期間が3月を超える場合	- 50
2月の入札参加制限	- 10
建設業法に基づく指示又は営業停止（一処分ごと）	- 30

社会的貢献の状況（別表E）

種 類	内 容	評 点
除雪協力	自社の機械で道路又は歩道除雪業務を実施（機械及びオペレーターの提供）する。	1年につき10
	市から貸与された機械で道路又は歩道除雪業務を実施（機械及びオペレーターの提供）する。	1年につき5
災害協力	申請日時点で、本市と「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結している協会等の会員として、災害時の協力体制をとっている。	15
ボランティア活動	定期受付年度の9月30日から前4年間に2回以上、継続的にボランティア活動を実施している。 （4年間で2回以上継続的に行っている実績を必要とする。）	10
	定期受付年度の9月30日から前2年間に2回以上、継続的に法定外公共物の維持管理を行っている者から依頼を受け、草刈りや水路のしゅんせつ、軽微な修繕などの地域貢献活動を行っている。 （2年間で2回以上継続的に行っている実績を必要とする。）	10
	申請日時点及び前年度にひとり暮らし高齢者宅等への除雪協力として、富山市社会福祉協議会（ボランティアセンター）が組織する「おらっちゃ雪かき隊」等の除排雪ボランティアに事業者として登録があること。	5
障害者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の雇用義務があり、定期受付年度の6月1日時点で、法定雇用率を満たす数以上の障害者を雇用している。	5
	障害者の雇用義務のない者が、申請日時点で、障害者を1名以上雇用している。	10
保護観察者雇用	協力雇用主として、富山保護観察所に登録し、定期受付年度の前2年度に保護観察対象者等を3箇月以上雇用している。	5
消防団協力事業所	申請日時点で、勤務時間中の消防団活動に対しての便宜や、地域防災のために従業員の消防団への入団促進など、消防団活動に協力している。（表示証の交付を受けていることが必要）。	10
チーム富山市	申請日時点で、企業等が自主的に、具体的な温暖化防止行動とその目標を掲げ、温室効果ガス削減の成果を上げることを目的とする「チーム富山市」に参加し、登録している。	5
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出	次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者である事業主（法令で策定が義務付けされていない努力義務とされる者）で一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている。	5
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者が100人以下の者である事業主（法令で策定が義務付けされていない努力義務とされる者）で一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている。	5
SDGs推進活動	申請日時点で、SDGsに掲げる貧困・飢餓、健康、福祉、教育、気候変動、平和、公正などの目標達成に向けて取り組む企業として本市のSDGsサポーター登録をしている。	5
除雪オペレーターの育成	申請日時点で、本市の除雪オペレーターとして登録され、かつ、定期受付年度の9月30日から前5年間に、（一社）日本建設機械施工協会北陸支部の「除雪機械安全施工技術講習会」や富山県の「除雪オペレーター実地研修」等、除雪作業の技術向上や安全管理の講習を受講した従業員を雇用している。	10
	申請日時点で、本市の除雪オペレーターとして登録され、かつ、定期受付年度及びその前年度で、申請日までの間、本市の除雪オペレーターとして新規に登録した従業員を雇用している。	
ユースエール認定企業	申請日時点で青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に規定する基準に適合し、富山労働局長に認定された者（常時雇用する労働者の数が300人以下の者に限る。）。	5

緊急漏水修繕出動の状況（別表F）

出動回数	評点
2回以上	10
1回	5

別表2（第6関係）

令和7・8年度		
業種	格付	総合点数
水道管	A	1,340点以上
	B	1,030点以上 1,339点以下
	C	1,029点以下